

【兵庫県の制度】

《刑務所出所者等雇用導入促進事業補助》

兵庫県では、神戸保護観察所、コレワーク等と連携のもと、刑務所出所者等を初めて雇用する雇用主に対して、対象者の雇用開始後4ヶ月間の給与及び研修費の一部を補助します。

＜対象雇用主＞

- ① 国の「刑務所出所者等就労奨励金」の支給対象となった県内の協力雇用主
- ② コレワーク（法務省の矯正就労支援情報センター）を通じて、矯正施設出所者を雇い入れた雇用主

※①②とも、初めて刑務所出所者等を雇用する雇用主に限ります。

- ③ ①により補助対象となった雇用主が、②による対象者を初めて雇い入れた場合

＜対象経費＞

刑務所出所者等の雇用開始後4ヶ月の給与及び研修に係る費用

＜補助額＞

雇い入れた刑務所出所者等1人につき最大32万円

((給与7万円/月×4ヶ月分=28万円) + 研修費4万円)

〔補助のイメージ〕

1か月目	2か月目	3か月目	4か月目
毎月の上限8万円			
(給与7万円/月+研修費1万円/月)			
4か月の合計：上限32万円			

コレワーク近畿からのお知らせ

コレワークは、法務省が所管とする国の機関であり、受刑者や少年院在院者の社会復帰支援を目的として、出所者・出院者の雇用を希望する事業主のサポートすることを主な業務としています。

人材確保に加えて、受刑者・少年院在院者の社会復帰へのステップを雇用で支えていただけませんか

雇用情報提供サービス

- 全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理
- 事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設を素早くご紹介

採用手続支援サービス

- 事業主の方の矯正施設での採用手続を幅広くサポート

就労支援相談窓口サービス

- 事業主の方に対する各種支援制度をご案内
- 事業主の方に対する矯正施設見学会、矯正展、職業訓練見学会をご案内

コレワーク近畿（大阪矯正管区矯正就労支援情報センター）

【所在地】〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館本館4階

【電話番号】0120-29-5089 【e-mail】corrework-kinki@i.moj.go.jp

【受付時間】平日 10:00～17:00

この広報誌「更生保護就労支援だより」は兵庫県からの委託事業により作成されています。

更生保護就労支援だより

兵庫県就労支援事業者機構

発行 特定非営利活動法人
兵庫県就労支援事業者機構
〒651-0093 神戸市中央区二宮町4-7-6 NSビル3階301
TEL: 078-855-6252
E-mail: hssjk.center@gmail.com



「再犯防止と就労支援」

神戸保護観察所 所長 横地 環

兵庫県就労支援事業者機構の皆様、また兵庫県下の協力雇用主の皆様におかれましては、平素より、就労支援を通じ、罪を犯した人の立ち直りに大きなお力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

我が国の犯罪（刑法犯認知件数）は平成14年をピークに、全体として減少傾向にあるものの、平成19年版犯罪白書が指摘したように、再犯者によって多くの犯罪が行われ（「全犯罪者の約3割（当時）にあたる再犯者によって約6割の犯罪が行われている」）、また検挙者に占める再犯者の率が上昇傾向にあって、令和2年にはほぼ半数となっていることから、再犯防止対策は重要な課題となっています。

更生保護行政においても、居場所と出番、心の支え（住居と就労、対人支援）を三本の柱として再犯防止に努めてまいりました。その中で保護観察そのもののやり方が少しずつ見直され、従来の保護観察官と保護司の二人三脚と呼ばれる協働態勢にとどまらず、幅広く関係機関や民間団体とネットワークを作って支えていこうという流れが強まっています。さらに、社会復帰支援の対象についても従来の考えを見直し、保護観察対象者に限らず、刑務所からの満期釈放者や、起訴猶予処分や全部執行猶予付判決が見込まれる被疑者・被告人に対しても、必要な支援が行き渡ることが目標になりつつあります。

平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立し、再犯防止に関する施策を実施する責務が国だけでなく地方公共団体にもあることが明記され、現時点までに全ての都道府県、多くの政令指定都市、中核市等をはじめとした地方公共団体において、地方再犯防止推進計画の策定が進んでいます。兵庫県においては平成31年3月に「地域安全まちづくり推進計画」に包含する形で策定されました。

再犯防止という大きな目標を達成するための就労支援の重要性に鑑み、また地方再犯防止推進計画策定という基盤のうえで、各地においてハローワーク、矯正施設、更生保護施設、保護司会、都道府県就労支援事業者機構、協力雇用主の協力のもと、就労支援が力強く進められています。「犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主」が協力雇用主（令和3年版犯罪白書）であり、近年は中でも実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主の数が注目されていますが、全国では令和2年10月1日現在1,391社となり、平成23年（285社）と比べ、約4.9倍と増えています。

今後、ここ兵庫県において、関係者の皆様との連携を通じ、就労支援制度の一層の拡充、そして再犯防止を目指していきたいと思っております。罪を犯した人の立ち直り支援、そして安全安心な地域社会の実現のため、皆様のご理解とご支援を、どうぞよろしくお願いいたします。

刑務所出所者等就労奨励金就労・職場定着強化加算金の支給について

令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳に変わり、大人の仲間入りをします。つまり、18歳・19歳は職業人としても第一歩を踏み出すこととなりますが、若者の就労定着率はそれほど高くありません。そのため、18歳・19歳の若者に対し、就労・職場定着を促すことを目的として、これまで以上に手厚いサポートをしていただいた場合に、令和4年4月から就労・職場定着強化加算金の支給を開始します。

対象

保護観察所の長からAコース(※1)又はBコース(※2)の協力等依頼を受け、かつ、**18歳及び19歳**の保護観察対象者等を雇用する協力雇用主

(※1) ①出所後1カ月以内の雇用開始していること、②1年以上の雇用継続を見込み原則週30時間以上の雇用の場合

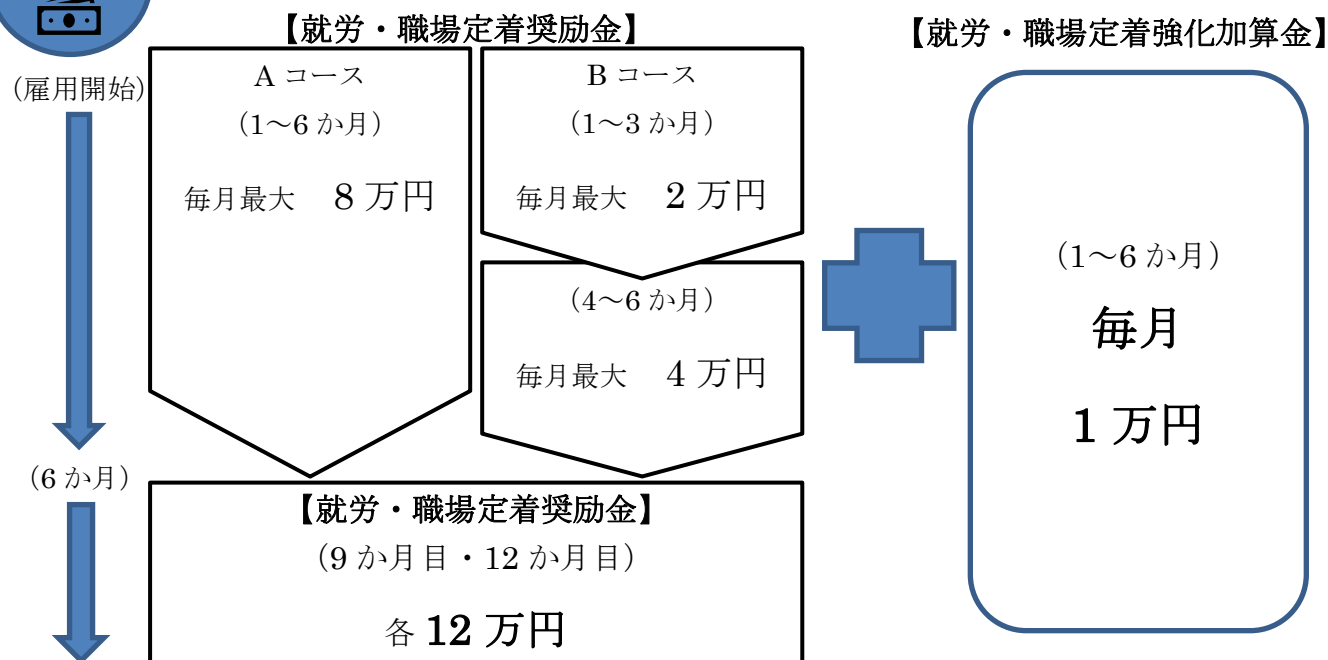
(※2) 支援対象事業主に該当するが、Aコースの雇用主ではないこと

要件

勤務時間外に月3回、日々の指導等の効果を強化するためのフォローアップ(面談)を行い、その内容を保護観察所へ報告いただいた場合

支給額

雇用開始から6か月間、支給対象の保護観察対象者等1人当たり1か月ごとに1万円



フォローアップとは?

例えば:

- ・本人と勤務態度等を振り返り、仕事への取組姿勢などを評価する
- ・勤務時間中に話せない悩みや相談を聞き、対処法を一緒に考える
- ・職場内で本人の努力が認められる点を評価する
- ・1年後の目標を考えさせ、達成できるよ助言するなど、本人の就労・職場定着へのモチベーション(意欲)が高まるような指導・助言をお願いします。

「勤務時間外」にフォローアップ(面談)とは、勤務開始前やお昼休み、休日などに行うことです。

※本記事は、法務省 保護局 資料より抜粋して記載しております。

3年後の農業経営者を目指して・・・絆プロジェクト

協力雇用主 M社 A代表取締役

私共は、淡路島で青果物の販売・加工及び農産物の生産・農作業の受託等を行っております。地域が高齢化と後継者不足等で作物の作付けが減少する中で、我が社は、これ迄支えてくださった農家さんへの恩返しと更なる発展に向け定植・収穫のサポートなどに「絆プロジェクト」として取り組んでいます。

その中でも大切なことは、人材の育成・専門家の短期育成であります。少人数での業務運営の中で耕作放棄地の耕作を代表として処理すべき仕事が拡大してきました。その為に計画的で確実な育成方法を考えました。以下にその内容を紹介します。

社員の進路を2つに分けます。①スペシャリストコースと②プロフェッショナルコースです。

① スペシャリストコース(専門家育成)

- ・必要とされる仕事(知識・技能)の明確化と実践(全体が分かるよう表示)
トラクターでの平づき、畝立て クワ作業 肥料、消毒方法 水はけ、雑草管理
農作物の作業管理 加工業務の出荷作業 在庫管理 等
- ・本人の将来の目標実現に対する把握と支援

② プロフェッショナルコース(経営者育成・3年で独立)

- ・一年毎にマスターが必要な知識技能の具体的提示と実践で、マスターさせる
一年目 作付け3ヶ月計画作成、肥料消毒剤の仕入れ、農業粗利益30%の確保
農場管理(水はけ、雑草、生育状況等)、農業機械の練習と実践
新規農場の確保、新規営業先のリストアップ、等
- 二年目 農業3ヶ月計画の作成と進捗管理責任者、農作業人員の差配、人材採用
10aの農場経営で収支計算書作成、社内農業会議での司会進行 等
- 三年目 農業全般の責任者、農場経営の3カ年計画作成、農業経営の運転資金作り
1年生2年生の教育・指導責任者、経営者研修参加、人材の採用活動 等
- ・独立後の処遇
三田青果グループ企業のメンバーとして農作物を三田青果に出荷
新規営業先の開拓の際は三田青果から利益の10%のロイヤリティを得る

単に社員に目の前の仕事をしてもらうのではなく、企業としての目標を明示しその達成方法を具体的に示す、同時に働く人にも自己の目標を持ってもらう。そして企業内での進むべきコースを選び、必要とされる事項の全体が明示された中で努力をする仕組みです。今後2つのコースで専門家が大量育成、農業分野で淡路島の更なる活性化に向けて、対象者の就労・定着支援に今後も寄り添いを継続していきたいと考えています。

就労支援の主役は、協力雇用主!

(多様な職種の方のご参加をお待ちしています)

- ・支援対象者の前歴にこだわらず、一般の労働者と待遇面で差別をすることなく積極的に雇用するなどして、更生保護事業に協力していただく民間篤志事業家。事業所の所在地を管轄する保護観察所に登録していただいています。
- ・今すぐ雇用できない事業所も登録可能です。

神戸保護観察所 TEL: 078-351-4015



兵庫県マスコットはばタン・更生ペンギンのホグちゃん